

最高裁秘書第1980号

平成31年4月18日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



## 司法行政文書開示通知書

4月3日付け（同月4日受付、最高裁秘書第1831号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

## 1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 平成 31 年 2 月 5 日付け最高裁判所事務総局総務局第三課長事務連絡「元号の改定に伴う訟廷事務の取扱いについて」（片面で 1 枚）

(2) 平成 31 年 2 月 15 日付け最高裁判所事務総局民事局第三課長事務連絡「元号の改定に伴う執行官事務の取扱いについて」（片面で 1 枚）

## 2 開示の実施方法

## 写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

平成31年2月5日

高等裁判所事務局長 殿  
地方裁判所事務局長 殿  
家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第三課長 定 久 朋 宏

元号の改定に伴う訟廷事務の取扱いについて（事務連絡）

元号の改定に伴う標記の事務の取扱いについては、下記によってください。  
なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

記

- 1 新元号は、元号を改める政令が施行される日から使用する。
- 2 事件関係の帳簿及び諸票（以下「帳簿諸票」という。）等の備付けについては、元号の改定に伴って別冊とする必要はない。
- 3 帳簿諸票等の記載については、次のとおりとする。
  - (1) 新元号の初年度の表示は、「元年」とする。
  - (2) 事件番号等の年度の初めから登載順に通し番号を記載するとされている番号は、司法年度の終期（12月31日）まで従前の番号に連続する番号を記載する。例えば、地方裁判所に備え付けられた民事・行政第一審事件簿において元号の改定前最後に登載された通常訴訟事件の事件番号が100号である場合、元号の改定後最初に登載される通常訴訟事件は、次のように表示されることとなる。

（新元号）元年(ワ)第101号

- 4 3の(1)にかかわらず、業務系システムの仕様により新元号の初年度の表示が「1年」となるものについては、これを「元年」と訂正等する必要はない。

平成31年2月15日

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第三課長 成田晋司

元号の改定に伴う執行官事務の取扱いについて（事務連絡）

元号の改定に伴う標記の事務の取扱いについては、下記によってください。

記

- 1 新元号は、元号を改める政令が施行される日から使用する。
- 2 事件関係の帳簿及び物品保管票（以下「帳簿等」という。）の備付けについては、元号の改定に伴って別冊とする必要はない。
- 3 帳簿等の記載については、次のとおりとする。
  - (1) 新元号の初年度の表示は、「元年」とする。
  - (2) 事件番号等の年度の始めから登載順に通し番号を記載するとされている番号は、司法年度の終期（12月31日）まで従前の番号に連続する番号を記載する。例えば、執行官室に備え付けられた強制執行等事件簿において元号の改定前最後に登載された金銭債権についての動産に対する強制執行事件の事件番号が100号である場合、元号の改定後最初に登載される金銭債権についての動産に対する強制執行事件は、次のように表示されることとなる。

(新元号) 元年(執イ) 第101号
- 4 3の(1)にかかわらず、業務系システムの仕様により新元号の初年度の表示が「1年」となるものについては、これを「元年」と訂正等する必要はない。